



報道発表資料の配付日時 10月5日(水) 14時00分

発表項目 (行事名)	留萌振興局管内における手足口病の流行について(警報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○感染症発生動向調査(令和4年(2022年)第39週(令和4年9月26日～10月2日))において、留萌保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である5人以上となりましたので、まん延防止のため警報を発令します。</p> <p>(手足口病予防のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。 ・感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染(便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです)が知られています。 ・主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、手を拭くタオルなどの共用はしないでください。 ・保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達がしっかりと手洗いをするのが大切です。 ・その他、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。特におむつ交換をする際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。 		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	留萌振興局保健環境部保健行政室(留萌保健所) 担当者 健康推進課課長 犬飼 佳子 TEL ダイヤルイン 0164-42-8321 内線 3660		

手足口病の流行について（警報）

令和4年（2022）10月5日（水）14時00分

北海道留萌保健所
（北海道留萌振興局保健環境部保健行政室）
TEL：0164-42-8321

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和4年第39週（令和4年9月26日～令和4年10月2日）において、留萌保健所管内の小児科定点医療機関から報告される手足口病患者報告数が、1医療機関あたり、国の定める警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、留萌保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の感染予防

- ・現在、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。
- ・感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染（便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです）が知られています。
- ・主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、手を拭くタオルなどの共有はしないでください。
- ・保育施設など乳幼児が集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをするのが大切です。
- ・その他、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。特におむつ交換をする際は、排泄物を適切に処理し、十分な手洗いをしてください。

2 手足口病とは

学童以上の年齢層の大半は、既にこれらのウイルスの感染（不顕性感染も含む）を受けている場合が多いので、成人での発症はあまりなく主に乳幼児が罹る病気です。

ほとんどの場合、軽い症状だけで治ってしまう感染症で、主な症状としては、ウイルスの感染によって口の中や、手足などに水疱性の湿疹が出きる感染症で、夏に流行する夏かぜの一種です。

基本的には予後の良好な疾患で、ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、頭痛、嘔吐、高熱、2日以上続く場合には、まれに中枢神経形の合併症（髄膜炎、脳炎など）が出ることもあるので注意をする必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第35週 (8/29～9/4)	第36週 (9/5～9/11)	第37週 (9/12～9/18)	第38週 (9/19～9/25)	第39週 (9/26～10/2)
留萌保健所	—	—	1 (0.50)	0 (0.00)	10 (5.00)※
全道	896 (6.40)	780 (5.57)	504 (3.60)	268 (1.91)	— (—)
全国	11,733 (3.74)	11,774 (3.77)	10,648 (3.42)	7,102 (2.26)	— (—)

※第39週の患者報告数は速報値。

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<手足口病の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	5	2